

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年 3 月規則第 9 号）
第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 6 年 10 月 21 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市総務局広報部市民の声を聞く課広聴係（電話 011-211-2045）

メールアドレス koe.kiku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 「市民と市長の対話事業」運営等業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 履行場所 札幌市総務局広報部市民の声を聞く課の指定する場所
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「広告業」に登録されている者であること。
- (3) 過去 2 年間に札幌市又は他の官公庁から、首長が直接参加者と対話するといった類似業務の受託実績があり、本業務の企画運営等を支障なく遂行できる経験・能力を有すること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合等の構成員が参加を希望していないこと。

4 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ

(2) 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所

この告示の日から入札書の提出期限の前日まで、札幌市公式ホームページ「総務局広報部一般競争入札等情報」のページ (<https://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>) に掲載する。

(3) 入札書等の提出方法

ア 持参又は送付による入札とする。電送等によるものは受け付けない。

イ 入札書は封筒に入れ封印し、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『「市民と市長の対話事業」運営等業務の入札書在中』と記載すること。また、送付の場合は二重封筒とし、外封筒にも、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札書在中の旨を記載すること。

ウ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札参加資格を証する書類として、上記 3-(3)に記載の類似業務受託実績に係る契約書（件名及び署名が判読可能な部分のみで可）及び仕様書の写しを提出すること。

(4) 入札書等の提出期限

令和 6 年 10 月 28 日（月）12 時 00 分まで（必着）

(5) 開札の日時及び場所

令和 6 年 10 月 28 日（月）14 時 00 分

札幌市役所本庁舎 1 階 市民の声を聞く課事務室内（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他

詳細は入札説明書による。